

第五十一回国会
衆議院
外務委員会
議 録 第 四 号

昭和四十一年二月二十五日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長代理理事 永田亮一君

理事 安藤 覺君

理事 毛利 松平君

理事 西村 関一君

理事 稲葉 修君

理事 菊池 義郎君

理事 野見山清造君

理事 増田甲子七君

理事 松本 七郎君

理事 川上 貫一君

出席政府委員

外務政務次官 正示啓次郎君

外務事務官 (中南米・移住局長) 廣田 積君

食糧庁長官 武田 誠三君

委員外の出席者

外務事務官 (経済局国際機関第一課長) 宮崎 弘道君

外務事務官 (条約局外務参事官) 大和田 渉君

二月二十三日

海外移住事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
海外移住事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

第一類第四号 外務委員会議録第四号 昭和四十一年二月二十五日

閣提出第八九号

○永田委員長代理 これより会議を開きます。

委員長は本日所用のための御出席されませんので、委員長の指名により、理事である私が委員長職務を行ないます。

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 ただいま議題となりました一九六二年の国際小麦協定の有効期間を一年延長するという議定書について、二、三の質問をしたいと思ひます。

この協定は、ことしの七月三十一日までの一年の延期であります。この協定の内容を変更することなくこの協定を一年間延ばす、そういうことでこの議定書が採択されたわけでございますが、去年の三月二十二日から四月二十三日までの間に協定の締結国の署名のためにこの協定が開放されたということが説明書に書いてあるわけでございます。日本の国としてはこの協定に加盟しているのですから、当然去年のうちにでもこの協定を国会に出して批准を求めてもいいのではなかったかと思ひますが、ことしの七月三十一日という非常に迫った今日、これを出された理由、去年出さなかった理由はどういうところにあるのか、伺いたいと思ひます。

○正示政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘のような関係になっておりましたが、わが国といたしましては、昨年四月二十一日に署名をいたしましたのであります。発効日たる昨年七月十六日までに正式に協定上の手続を完了することができ

なかったもので、この協定議定書の第三条(3)で定められておるいわゆる暫定適用のための通告を行なった次第であります。その結果わが国は本年七月十五日までは暫定的に締結国とみなされ、協定は暫定的にわが国について適用される、こういうことになったのであります。それまでに国会の承認を得て受諾書を寄託すればよい、こういう関係になっております。したがって、今回の国会にこれを提出いたしましたして、御承認を求めている次第であります。

○戸叶委員 私が伺っているのはそういうことでなくて、昨年の中に十分時間があつたのににもかかわらず国会へお出しにならないで、この国会にお出しになったのはどういうわけですかということとを伺っているわけですか。

○正示政府委員 ただいまお答えを申し上げます。たように、特別のいわゆる暫定適用の規定がございしましたものですから、われわれはわが国のいろいろの情勢を判断をいたしまして、これは時間的にもこの国会で承認を得れば一向差しつかえないという判断のもとにこの国会に提出をいたしました、こういうことであります。

○戸叶委員 暫定適用であるから諸般の情勢を顧みてこの国会でいいと思つたとおっしゃるのですけれども、去年も国会は開かれていたのですよ。そしてしかも日本は去年の三月から四月の二十三日までのうちに署名をされたと思ひます。開放されたその当時も国会は開かれていましたし、秋も国会があつたのですけれども、そのときにわざわざお出しにならなかったのはどういふわけですかというのを伺っているわけですか。

○正示政府委員 先ほどお答えしましたように、署名したのは四月二十一日、それから御承知のようない臨時国会等ございましたので、いま申し上げましたように、第三条(3)で暫定適用とい

う規定がございまして、その規定の適用を受けました国は、わが国以外にもたくさんあるわけでございます。こういう一つの特例規定がございしたので、昨年じゅうに国会にお出しいたしましたも、またこの国会にお出しいたしましたも、これは五十歩百歩と申しましょうか、いずれにいたしましても国会の承認をもって発効するというものではなくて、暫定的な規定によつて発効しておるわけでございます。したがって、本年の七月十五日までの暫定的締結国、こういうことになっておる期間中に、国会にお出しをいたしましたして、御承認をいただければ、国内法的に全然問題はない、こういう判断のもとに今回の国会に出したような次第であります。

○戸叶委員 暫定というところにたいへんこだわつていらつしやるようですけれども、いままでの例ですと、たいていぎりぎりにはお出しになつていない。署名されるとわりあいにすぐに次の国会に承認を求めるために出されていくわけですが、七月といえどもうすぐなんですね。なぜ五カ月ぐらいいかないのに、しかも去年十分ぐらがあつたのに、それを国会に出さないでいられたということに、ちょっと私たちは疑問を抱くわけですが、何にも意図はない、これはたまたまの問題じゃないから、あとにしてもいいという程度のものでないですか。

○正示政府委員 大体そういうふうな御了解をいただいてけっこうかと思ひます。要するに、暫定適用の期間内に国会にお出しをいたしましたして、本来の国会承認の手続をとる、こういうことであります。この国会でも時間的に間に合う、こういう判断でございます。

○戸叶委員 何となく割り切れない感じがしますけれども、先に進みますが、七月三十一日にはもうこの議定書は切れてしまふわけですね。そうしま

すと、また議定書を締結されるわけですか。それともまた小麦協定というものは新しく締結し直すのですか。どういふことになるのですか。

○大和田説明員 この議定書をさらに一年延長するという新しい草案が昨年の十一月の理事会で採択されました。それでその議定書は、この二月十五日までに全面的に改正するかどうかということについての提案がない限りは、その草案のままに四月の四日から二十九日まで署名のために開放されることになっております。したがって、いままでのままでまいりますれば、四月四日から二十九日まで、再延長の議定書が署名のために開放される。再延長の議定書は同じものを一年延ばすというだけの内容のようになっております。

○戸叶委員 いま伺いますと、もうあと一年延長するといふ内容のものが大体見通しとしてあるといふことになっておりますね。そうなりますと、七月十五日は、しかも延期は去年から一年間で、二年延期しても議定書は別に変りないわけですね。それをわざわざ一年、一年に切っていくといふのはどういふわけなのでしょう。

○大和田説明員 実はこの議定書を一年間延長するといふ問題が理事会で議せられたときに、延長期間を一年にするかあるいは二年にするかというところが、実は論議されたわけでございまして、その当時、現在引き続いておりましたが、ガットの穀物取りきめの交渉が行なわれておりました。その帰趨によってはこの議定書を部分的に改正する必要があるいは起るかもしれないといふことを考慮しまして、とりあえず一年間というふうにきめたわけでございまして。

なお、二年にするか一年にするかという問題の際に、もし二年延長にいたしますと、その当時の話でございまして、六七年の七月末までの延長になります。その当時、実はアメリカに食糧農業法というものがございまして、これが国内の小麦生産価格の支持その他のことをやっておりますが、現在の六五年アメリカ食糧農業法というのは、そのときまだ成立しておりませんでした。成立してい

なかったために、もし二年間延長いたしますと、一九六六年、ことしでございまして、六六年の八月一日から来年の七月末までの間、アメリカはこの協定の義務を履行できないおそれがあるといふ実情にございまして、その後アメリカの国内法も成立しましたので、さらに一年というふうに合意いたしましたわけでございまして。

○戸叶委員 そうすると、理事会か何かでは、そういう一年にするか、二年にするかということも論議に出たけれども、アメリカの国内法ということから考えて、一年にしたということですね。そうすると、この理事会での発言権といふものは、やはりアメリカがずっとリードしちゃうわけですね。

○大和田説明員 理事国といたしましては、みな平等に発言権は持っておりますのでございまして、本協定の付表のB、Cにございまして、投票ということになりまして、投票権の数がきまつておりますが、アメリカの場合、二千分の二百九十票であります。日本は百五十一票でございまして、ただ発言権と申します場合には、平等に発言権は持っておりますのでございまして。ただ実態といたしまして、アメリカの国際小麦市場におけるウェイトが非常に大きいものでございまして、やはりアメリカの国内事情も考慮に入れざるを得なかったといふふうに考えてよろしいのではないかと

思っております。

○戸叶委員 私どもが常識的に考えましても、一年間延期して、短い間ですから、そして同じものが翌年にまた延期されるということになれば、手続においても、いろいろな面において複雑ですから、やはりそういう場合にアメリカの国内法によつてこういうふうな一年延期ということになつたといふことですけれども、ほかの国にとつてみれば、少し迷惑なことだと思つて、一年延期して、また一年延期する。しかも同じものですか、初めから二年延期しておけばいいのですから、そういう面でもっと日本なんか、あるいはほか

かの国がそういうことにこだわらずに、どうせ延長するならば二年間初めからこの議定書の有効期間を延ばしておくべきだといふ意見のほうが強くなつたのですか。やはり相当弱かつたのですか。出られた方の空気と言いますか、そのときの様子を伺いたいです。

○宮崎説明員 理事会の席上では、実は二つ問題がありまして、先ほど御説明申し上げましたように、内容を変えるか変えないかという問題にございまして、ガットの穀物協定の交渉が進行中であるので、この際は内容を変えようと思つた。そのほうにゆだねて、延長するということになつたわけでございまして。ところが延長をいたしますと、国連の法律専門家の意見によりまして、そのまま延長するのは二年が限度だ。そこで二年か一年かということにつきましては、非常に議論が戦わされたわけでございまして、わが国はもちろん二年延長を主張いたしました。他の国も二年延長を主張した国もございました。ただ、もしアメリカが国内法上の理由で二年延長であれば参加できないことになりまして、アメリカの輸出量が非常に大きいわけでありまして、アメリカが参加しない協定は、協定としての意味が非常に薄らいでくるわけでございまして、当時理事会に出席しておりましたソビエトのほうもその事情を了承いたしましたので、それでは一年延長にしようということに合意を見た次第でございまして。

○戸叶委員 この議定書のように有効期間が短いといふことになりまして、場合によつては、その国の政変とかいろいろな問題が起きた場合に、批准書が寄託できないような場合も起こり得ると思ふのですけれども、そういうふうな場合に、寄託できなかった国の法的地位といふものはどういふことになるのでしょうか。

○大和田説明員 先ほど正示政務次官から御説明がございました暫定適用の道がございまして、暫定適用を受けるという通告をこの議定書三条三項に従つてやっております国は、暫定適用されたままのステータスでございまして。ただ暫定適用を受

けます場合に、いつまでに正式受諾をしるという事を理事会できめて、申してまいるのでございまして。したがって、日本の場合にはことしの七月十五日まででございまして、それまでに正式受諾が行なわれないという事態になりますれば、協定の締結国でなくなるといふことははっきり言えると思ひます。

○戸叶委員 そうすると、暫定適用を受けるという通告をされさえすれば、分担金も払わなくちゃならないし、すべてのステータスが入っている国と同じである、こういうことになるわけですね。

○大和田説明員 御説のとおりでございまして。つまり暫定適用をされるし、また締結国とみなされるところの規定でございまして、事実上権利義務は協定に規定しておりますとおりに受け継がれております。

○戸叶委員 実際問題として国内の政変だけでなく、何かいろいろな問題上、締結国でありながら暫定適用の申し入れもしておらないような国といふものはないですか。しかもこの協定に加盟しているといふような、そういうケースは全然ないですか。

○大和田説明員 理論上は考えられますが、実際上は現在ございません。

○戸叶委員 この協定に加盟いたしましたときに、たしか一九五九年ごろでしたか、たいへん国会でも日本の農業を圧迫するといふことで質問があつたと思ふのです。そのときに、それほどの農業を圧迫しないといふようなことでこの協定が通つたわけですが、その当時と今日と比べてみまして、日本の農業に対しての品質なりあるいはまた量についての圧迫といふような、何かそういうような結果があらわれてはいないかといふことを私は心配をいたします。というの、ここをいただきました資料を見ましても、作付面積といふものはだいぶ減つてきているわけでございますので、そういう面から見て、そういうことに対する対策はどんなことをお考えになつていたか、今後においてもそういう問題が起きてくると

思いますけれども、それはどういふふうにお考えになるか、伺いたいと思います。

○武田(誠)政府委員 現在の国内におきまして、これは主として小麦の問題になるわけでございますが、海外からの小麦の輸入と、国内におきまして小麦の生産との関係でございますけれども、これは御承知のように、食糧庁が外国から輸入いたします小麦は一括買付けをいたしております。それから、同時に海外の小麦が圧迫するかどうかという点につきましては、一つの問題は価格の問題であると思ひます。価格の点につきましては、国内の小麦の消費者への売り渡し価格というものは食糧法に基づきまして基準をきめまして、それをベースにいたしまして輸入されました小麦の価格をきめておるわけでございます。したがしまして、海外の小麦価格というものと、国内におきまして小麦の価格というものの間には、一応食糧法によりまして適断をいたしておる形になつております。

同時にまた、国内におきまして小麦の生産者価格につきましては、これも食糧法に基づきまして、農業パリティによりまして算出されました生産者価格を下らない線できめるといふことになつております。現在の国内の小麦の価格は、生産者価格と政府が売り渡ししております価格の間に非常に大きな差がございます。たとえば小麦につきまして、標準になるものについて申し上げますと、二千七百円ぐらいが政府の買入れ価格に相なっております。これに対応いたします政府の売り渡し価格は千九百七十四程度でございます。小麦の価格の関係で、海外の相場が生産者に影響を及ぼすといふことは現在全くない。むしろ非常に高い値段で国内の小麦は政府で買上げをしておるといふ姿であると思ひます。

先生からお話しの作付面積は最近年々減つてきております。これは海外からの輸入の圧迫とかそういうことよりも、むしろ国内におきまして現在の農村の労働力の流出でございますとか、あるいはまた三十八年に非常な雨害がございましたわけ

ですが、そういった気象的な問題を契機にしまして、同時にまた労働力の不足、あるいは日本の小麦生産は御承知のように非常に集約的な小麦の生産、労働強化をやつてきておりますが、それに対応いたします省力多収栽培というものが経営規模の点、あるいは機械化技術がまだまだ不十分であるといふようなこともございまして、現在のような小麦の作付状況といふことに相なつております。特にまた御承知のように日本の小麦は裏作でございますが、水稲の生産関係が台風被害を逃げるというやうな点、あるいは最近の技術の進歩によりまして、非常に早稲栽培がふえてまいつております。その関係から、麦の収穫期と稲の作付期というものがぶつかり合うといふやうなことがございまして、稲作を安定的に農家としては持つていくといふやうな関係から、裏作であります小麦あるいは大規模の作付を放棄すると申しますか、転換をするといふやうな姿が出てまいつております。同時に、裏作麦にかわりまして、相当数のものが不作付地に相なつておりますが、蔬菜生産あるいはイチゴその他の単年作の果実の生産と申しますか、そういった方向に一部急速に転換をしておるといふやうなことが現状であると思つております。

○戸叶委員 これは農林政策の全般的な問題になることだと思つておるわけですが、それを私はここで議論しようとは思ひませんが、ただ統計なんかを見ておると、やはり年々作付面積が減つてきています。労力が少ないといひましても、外へ出なければ食べないから出ていく、ほんとうはそういうことなんです。そしてしかも自給自足しなければいけないといひましても、安い小麦がどんどん入つてきて、農村でだんだんつくらなくなれば、どんどん転換していくという結果にもなるので、そういう面でも相当の影響を与えていゝのではないかとこのことを懸念して伺つたわけ

です。そこで、いま日本ではいろいろな国から小麦を買つていゝんでしようけれども、最高価格が高い

国と安い国とありますね。——最高価格は押えてあるんですけれども、小麦の値段が高い国と安い国とあるわけですね、同じ品質でも。そういう場合に、日本としてはどういふことを標準にして買つていゝらうか。たとえばカナダの場合には相当高いと思うのですけれども、カナダからは少なくすると、それともカナダからたくさん買つていゝとか、国内の需要に応じて小麦の割り当てをしていゝわけですか、小麦を買ひ入れているんでしようか、その辺のところを伺ひたい。

○武田(誠)政府委員 御承知のように小麦につきましては、パン用の小麦あるいはビスケットその他に使用しうやうな種類の小麦、あるいはめん用に適している小麦といふやうに、いろいろ種類がございまして、いまお話がございましたカナダ小麦は全部硬質系の小麦で、パン用になるものでございまして、これにつきましては、カナダのパン用小麦に準ずるやうな品質のもので、アメリカのダークノーザンズブリンドという品質のもので出ております。これらにつきましては、日本としては両者の品質が同じやうなものであるれば、できるだけ価格の安いほうといふことを考へておりました。最近ではアメリカのダークノーザンズブリンドを相当量買ひ入れるといふこともやつておりました。世界的に見まして、品質、品位が同等でござい

ますれば、一番安いものを買ひ付けるといふ方向で考へております。ただ小麦の相場がいろいろと変動いたしますので、それらの動き、かつまた日本で買ひ付けております数量は相当大量に上りますので、数量確保といふ面も当然考へて考えなければならぬといふやうにも思つております。

○戸叶委員 こういうことを使われるかどうかはわかりませんが、動いている小麦のトン数といふものがある程度きまつていゝわけですね。そうすると、それをこの年にはある国はたくさん買ひつかも

その中で混乱といひますか、その中で問題が起きてくると思つておるのです。そういう場合に前から通告するといふ義務はないわけですね。ことは幾ら買ひますとやうな義務はないわけですね。そうするとそのときに、ある国がいままで非常に買つていたのに今度買ひたいほうに回つたといふときには、問題が起きてきやしないかと思つたのですが、そういうことは全然ないかどうか。それから、そういうものを調整するにはどうしたらいいかといふことをちよつと疑問に思つたのですけれども、この点について説明していただきたい。

○宮崎説明員 小麦協定の点で、大体の所要量の見積もりを通告するといふ規定がございまして、小麦協定加盟国に關しましては、そういう見積もりとそれから他方輸出可能量といふ見積もりとを論議されまして、御指摘のやうなことがないやうに現在運用されております。日本が買ひ付けております小麦は主としてカナダ、アメリカ、豪州、あるいは場合には主としてアルゼンチン、現在まですべて小麦協定加盟国から現実問題として買つておりました。それ以外の国の輸出量はほとんどございせんし、また、価格、品質の面でもこのやうなものが輸入国として有利なオフアをしてまいりますので、現実問題としては小麦協定加盟の輸出国から買つております。ただ御指摘のやうに、小麦協定の非加盟国でございまして中共が買ひ付けますと問題が生ずるおそれがございますが、大体いままでの買ひ付け量は年五百万トン程度でございまして、それが非常に擾乱をする要因にはなつておりません。むしろ小麦協定の加盟国でございましてソビエトの買ひ付けが、ある年には一千万トンを超え、ある年には百万トンしか買ひないといふやうな問題がございまして、若干擾乱要因になるわけでございますけれども、幸いにしまして、その分は従来の在庫その他の問題もございまして、御案内のように実際問題として小麦の価格は小麦協定の価格帯、つまり最高価格と最低価格の範囲内で動いておりましたので、いろいろの商品協定のうちで最も円滑に運営がなされていゝ

状態かと思ひます。

○戸叶委員 最高価格、最低価格をきめて、その中で運用をしているのが小麦協定の特徴としてあるわけですから、私もそれは認めていますけれども、いまお話をあつた中共とかソ連とかいような特定の国だけでなくて、たとえばそれに加盟してある国においても、ある年には非常に天災が起きたために、うんと買わなくてはならない、輸出国であっても輸入国にならなければならぬ、というような場合も起きてくると思うのです。そういうときに、小麦の需要が多くて足りないとか、そういうような問題が起きやしないかというのを私は心配するわけです。たとえば一年前に大体的な買入量というものを通告するということはきまっておりますが、それに義務規定というものはないのじゃないかと思うのです。そうすると、混乱が起きるような場合が起きるのじゃないか。いままではなかったかもしれませんが、これからは限らない。そうすれば、国際協定の国際条約というものに加盟しておる国として、いろいろな問題を検討しながら、どういふような問題が起きたときにはどうするべきかということ等を常に考えておいて発言する必要があるのじゃないか、こういうふうに思いますので、その懸念を一言申し上げたわけです。

○宮崎説明員 現在の政府の在庫は、小麦につきましては三千万トン程度ございまして、ある程度の需要供給の変動に應じ得るようになつておるわけですが、かつ四大輸出国が圧倒的な輸出のシェアを占めておられますので、実際問題として、御指摘のような点は起こっておりません。なお、法律上の見ますと、輸入国の義務は、条約に書かれておられますとおり、日本の場合でございまして買付け量の八五〇、日本が要する量の八五〇を、最低価格を割るような事態になりましたときに価格帯内で加盟国から買えばよろしいというところになっております。他方、権利のほうは四年間の平均の輸入量を非加盟国に優先して最高価格以下で買得るといふ規定になっております。

で、どちらかと申しますと、この協定は輸入国に有利な協定であるという声が起つておるわけでございます。そこで、法律的には、かりに小麦価格が非常に暴騰するというような事態になりましたときに、日本は約三百万トンを最高価格以下で非加盟国に優先して買付け得るという権利が生じてくるわけでありまして、他方義務のほうは、先ほど申し上げましたように、幾ら買わなければならぬという義務はございせん。買付けました量の八五〇を加盟国から買えばよろしいということになっておるわけでございます。かつ、申し上げましたように、現在日本は一〇〇兆加盟輸出国から買つておるわけでございますので、実際の義務はたいして大きくなく、権利のほうは、いま申し上げましたように、最高価格内で、かつ優先的に確保できるという権利があるわけでございます。

○戸叶委員 日本の立場で答えになればそうかもしれませんが、ただ国際的といひますか、世界的に食糧の不足ということが今後においては問題になつてくると思ひます。そういう中で、この協定に入つておるからそれだけで十分であるといふようなことも言えないときがあるんじゃないか、そういうふうなことを考えましたときに、やはりそういう問題も含めて、いろいろと日本の政府としても考えておくべきじゃないかといふことを私は提案しておくわけです。

それから、次に協定上の問題で一つだけ伺つておきたいことは、この三条の(1)の(a)と(b)なんですけれども、(a)で「協定第一部及び第三部から第七部までについては千九百六十五年七月十六日」、(b)では「協定第二部については千九百六十五年八月一日」といふふうに期限が分かれておられます。効力の発生日が分かれておられますけれども、これはどういふことなんでしょうか。

○大和田説明員 協定第二部というのは、御存じのとおりこの加盟国の権利義務についての規定がございまして、一部、それから三部から七部までの規定は、この権利義務を執行する、あるいは規制

するといふ面の理事会の任務であるとか、組織であるとか、職務であるとかいう、いわば事務的手続的な規定がされております。したがって六二年協定を一年延長するというその切目とこの協定を一年延長するといふその切目のところなのでございまして、権利義務は六十二年協定が昨年の七月三十一日まで有効でございまして、から、権利義務は一日から始まつてよろしい。ただ一年間延長するに際して、やはり理事会の設置の問題あるいは手続的な規定といふものが、具体的に申しますればこの議定書に關係する予算の問題なんかもあると思ひますが、そういう理事会の職務とかいうことは八月一日から権利義務が生ずる前に、いわば準備的なこととして法的に設置されていなくちやおかしいじゃないかといふ關係で、二部は八月一日から、そのほかの規定は七月十六日から、こういうふうな規定されたわけでございます。

○永田委員長代理 本件に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○永田委員長代理 これより討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○永田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、本件は承認すべきものと決しました。

おはかりいたします。ただいま議決いたしました本件に対する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○永田委員長代理 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○永田委員長代理 次に、海外移住事業団法の一

部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。正政務次官。

海外移住事業団法の一部を改正する法律案

海外移住事業団法の一部を改正する法律案

海外移住事業団法（昭和三十三年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「理事長を通じて」を削る。

第十二條を次のように改める。

（役員（欠格事項））

第十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第十三條第一項中「前条各号の一」を「前条の規定」に改める。

第二十一條第一項第三号中「の貸付け」を削る。

第二十二條中「貸付け」を「支給」に改める。

第二十六條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三十一條を次のように改める。

（交付金の交付）

第三十一條 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、事業団が移住者に対して渡航費を支給するために必要な資金を交付することができ

る。

2 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、前項に規定するもののほか、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

第三十三條に次の一号を加える。

四 信託業務を営む銀行若しくは外国銀行又は信託会社若しくは外国信託会社への金銭信託

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律の廃止）

2 海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条

件に関する法律(昭和三十五年法律第四十六号)は、廃止する。

(既存の債権の免除)

3 政府は、昭和二十七年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間において移住者(アメリカ合衆国に移住した者を除く。以下同じ)の渡航費として海外移住事業団(以下「事業団」という)に貸し付けた貸付金(移住者の渡航費として財団法人日本海外協会連合会に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き受けたものを含む。以下同じ)については、昭和四十一年三月三十一日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

(政令への委任)

4 前項の規定により免除された貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息の事業団における経理の方法その他必要な事項については、政令で定める。

理 由

海外移住の振興を図るため、移住者に対する渡航費の貸付けを昭和四十一年度以降支給に改めるとともに、海外移住事業団に対する政府の既往の貸付けに係る債権を免除する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○正宗政府委員 海外移住事業団法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、移住者に対する渡航費の貸し付けについての規定を改正いたしますとともに、海外移住事業団の監事の権限、役員の欠格条項及び余裕金の運用についての規定を改正することとしております。

渡航費貸し付けに関する改正は、移住者に対する渡航費の貸し付けを昭和四十一年度以降支給に改め、直接には移住者の定着を容易ならしめるとともに、間接には今後の移住をますます振興する

ことを目的とするものでありますが、従来、移住者に対する渡航費の貸し付けは、政府より海外移住事業団に貸し付け、同事業団より移住者に貸し付ける形で行なわれてまいりましたので、今般これを支給に改めるためには、海外移住事業団法の一部に所要の改正を加える必要がある次第であります。

なお、以上の措置に伴いまして、海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律を廃止し、海外移住事業団に対する政府の既往の貸し付けにかかる債権を免除したいと存するのであります。

次に、監事の外務大臣に対する直接の意見提出を可能とし、役員の欠格条項から国会議員及び地方公共団体の議会の議員を削り、また、余裕金の運用方法に金銭信託を加えることとした次第であります。

以上がこの法律案の提出理由及びその概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○永田委員長代理 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

昭和四十一年三月一日印刷

昭和四十一年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局